

決算審査特別委員会

日 時 平成28年9月9日（金）
午後1時～午後3時19分
場 所 議場

出席者 委員長、副委員長、委員9名（欠席：なし）（傍聴者：なし）
説明員 高見総務課長、松本人権センター館長、伊田防災監、坂本財務室長、
書 記 岩崎事務局長、川上主任、佐伯主事

○岩崎事務局長 ただいまから、平成27年度決算審査特別委員会を開会いたします。

委員会設置後、最初の委員会ですので、委員長が互選されるまでの間、日南町議会委員会条例第8条第2項の規定により、年長の委員が委員長の職務を行うことになっております。福田稔委員が年長の委員ですので、委員長が互選されるまでの間、委員長の職務をお願いいたします。

○福田臨時委員長 それでは、日南町議会委員会条例第8条第2項の規定によりまして、委員長が互選されるまでの間、委員長の職務を行います。

これにより、決算審査特別委員会委員長の互選を行います。

お諮りいたします。委員長の互選の方法について、指名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田臨時委員長 そうしますと、異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議会運営委員会委員長であります古都勝人委員において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田臨時委員長 異議なしと認めます。よって、古都勝人委員において指名することを決定いたしました。

古都勝人委員、指名をお願いします。

○古都委員 委員長には、総務教育常任委員会の委員長であります山本芳昭委員を指名いたします。大変だと思っておりますが、御快諾いただきまして、よろしくお願ひしたいと思いま

す。

○福田臨時委員長 お諮りいたします。ただいま、古都勝人委員において指名されました山本芳昭委員を決算審査特別委員会委員長と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました山本芳昭委員が決算審査特別委員会委員長に決定しましたので、委員長を交代いたします。

○山本委員長 皆様の御推挽をいただきまして、委員長を務めることになりました。

決算審査特別委員会の運営に対しまして、格別の御協力をお願いいたします。

それでは、これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法について、指名推選といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議会運営委員会委員長の古都勝人委員において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、古都勝人委員において指名することを決定いたしました。

古都勝人委員。

○古都委員 副委員長には、経済福祉常任委員会の委員長であります久代安敏委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

○山本委員長 お諮りいたします。ただいま古都勝人委員において指名されました久代安敏委員を決算審査特別委員会副委員長と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久代委員 ただいま皆さんの御推挙によりまして、決算審査特別委員会の副委員長を拝命することになりました。皆さん、御協力よろしく願いいたします。

○山本委員長 ただいま指名されました久代安敏委員が、決算審査特別委員会副委員長に決定をいたしました。

それでは、ただいまから、昨日の本会議において付託になりました各会計決算 9 議案に

ついて審査を進めてまいりたいと思います。

審査の進め方については、一般会計、特別会計を問わず所管課ごとに説明を受け、その後、質疑、討論を行ってまいりたいと思います。全ての担当課が終わった時点で、意見の調整、討論、そして討論、採決をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

審査日程につきましては、あらかじめ配付されたとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

なお、円滑な審査、そして意見、討論ができますように、各課の聞き取りが終わった時点で特に指摘すべき事項等ありましたら、各委員からの発言を求めますので、よろしく願いをいたします。

なお、事前に100万円以上の不用額がある事業、未収金への取り組み状況、27年度予算審査報告書をメールで送付していただいております。未収金につきましては、各担当課にあるわけですが、全町的な取り組みとして、未収金取り組み会議を設置しておられますので、その開催状況等について、また、27年度予算審査特別委員会において付託されました審査意見の取り組み状況についてを、まず説明を受けたいと思います。

そうしますと、中村副町長と高見総務課長の入場をお願いいたします。

そうしますと、まず未収金の取り組み状況について、中村副町長の説明をお願いいたします。

中村副町長。

○中村副町長 失礼します。私のほうから、未収金の取り組み状況ということで、ちょっと四、五年前からそういった町内の一括した形の中での取り組みをするということの方向の中で、今現在進んできておりますので、その辺を中心に、あるいは昨年度の、27年度の状況の中身も含めて概要的な説明をまずさせていただければというふうに思っております。

御承知のとおり、監査委員の報告、あるいは実際の決算の報告の中で未収金が発生しているということは御承知のとおりでありますけれども、全体的な捉え方として、個人的な見解もありますけれども、やはり町民の皆さんについての納税への意識というところは、私は日南町民の皆さんは高いほうだろうというふうに基本的には思っております。とは言いながら、一方滞納があるということも事実でありますので、いうことは報告をさせていただきたいと思います。

現状ですけれども、現状の滞納者の皆さん方の状況の概念ですけれども、基本的には町民の皆さんはある程度固定化されてるといふふうに認識しておりますし、その理由はやはり基本的には生活困窮者というのが背景にあるといふふうに理解しております。一方で、もう1点、今回の監査委員の報告にもありますけれども、町外の皆さんの滞納というところもあります。特に固定資産税あたりが、そういう形が件数的にも金額的にも伸びてるといふ状況にあるかなといふふうに思っております。

いろいろ担当者等も、あるいは会議の中でも話をしますけれども、基本的に現在代納者という形の中で、町外の方に債権の請求をさせていただいてるところでありますけれども、基本的に先代、あるいは先々代からのものというところがありまして、納税者の皆さんも、場合によってはその固定資産税の、特に山だとか、ああいうところがありますので、自分も知らないし、どこにあるかもわかんない、あるいは行ったこともないというような状況もある中で、そういった理由は事由にはなりませんけれども、そういった状況の中で納税意識という観点から申し上げると、やはりちょっと希薄になってる状況が背景にあるんだろうなといふふうに思っておりますし、また、軽自動車あたりも、基本的には車検を受けるときには当然納税証明が要つてという話が通常なんですけれども、いわゆる未納という状況にある中で背景、事由というのは、やはり軽自動車本体が売買されたり不法投棄されて、廃棄の手続をされてないというような状況も実際にはあるという背景なり事由があるなといふふうに確認してるところであります。

そういった状況がある中で、この未収金の会議で、今までの若干の経過を申し上げますと、基本的に滞納者への対応という形は、基本的にはスムーズでという言い方をしておかしかもしれませんが、事務的な処理のあり方とすれば、いわゆる滞納が発生したときには督促を送って、それでさらに未納の場合は催告を送って、そしてさらには個別交渉といたしまししょうか、電話なり面談なりで分納の話をするなりという動きを実際に行っておりますし、また、そういう方への交渉の記録ということもきちんとするということは、事務的な流れとすればできてるんだろうなといふふうには理解しております。ただ、やはり債権への取り立てだとか、そういった形の法的なところが当然根拠がありますので、そういったところの、どういたしまししょうか、法的な根拠の知識、認識というところは、やはり不足してるんだろうなということで、基本的にそういった債権の管理のあり方といたしまししょうか、そういったところを重点に最初のほうは構築するというところで、26年にはそういった債権管理の手引だとか、マニュアルだとか、そういったものを法的な積み上げを含めて

整理してきました、26年度末に大体完成したのかなというふうに思っております。

それを受けて、あわせてですけれども、職員のやっぱり、そのマニュアルはできましたけれども、内容だとか具体的な行動への実効性ということも含めて、いろいろ研修会をしてきました。町内での研修はもちろんですけども、いろんなやはり各市町村、やはり同じような悩みも持ってるということもありまして、各地でそういった研修会も行っておりますので、そういったところへの派遣なりということ、昨年度もそうですけれども、してきておるところであります。

そういったことで、今は流れをつくっておりますが、依然なかなか、どういまいしょうか、金額にしても件数にしてもふえてるという状況は否めない事実でありますので、今後どういう方向でいきたいのかなということと、現状は、今どうこれからしたいかといいますと、基本的にはやはり生活困窮者の方もたくさんおられますので、そういった方も含めてですが、あるいは制度上の理解に対して、制度の中身に対して理解をしてない方への滞納という方もおられますし、あるいは払えると思われるのに払っていただけないという方、いろんなパターンがあるのかなというふうに思っておりますけども、これから公債にしても私債にしても、実際行政なりしていくということにはそれなりの手順があつたりしますので、その辺の以降の具体的な詰めをしていきたいなというふうに思っております。私債権につきましては訴訟というようなことも基本的には考えられますので、その辺が有効かどうかというところを町全体としては進めていきたいなというふうに思っておりますし、また、強制執行ができる内容については不納欠損等もやっぱり進めていかないと、いつまでも残しとつても、実際、既にお亡くなりになられたり、行方不明になったりという方も実際にはおられますので、そういった制度も必要かなということで、26年度については若干そういうことをさせていただきましたけれども、今後もそういうことをスタンスとしてしていきたいというふうに思っております。

あわせて、今、とはいいいながら、鳥取県も含めて、鳥取県西部の中で税の担当者レベルで集まって、強制執行の事例を一緒になってするとか、そういう取り組みも今は既に行っておりますし、研修会の参加というところもたくさんさせてもらってるところであります。また、ある課では、どういまいしょうか、文書で、納めていただかないととめますよとかという文書も流しながら、ちょっとステップアップした形での流れはできておりますけれども、実際ストップしてるわけではありませんけども、そういった具体的なところもやらせていただきながら、あるいは今後はやはり、いろんな事例、判例も出てきておりますの

で、法的なところのですね、その辺の整理もしながら、具体的な町としてのスタンスを確立していきたいなというふうに思っておるところです。

27年度につきましては、ちょっと遅くなりましたけど、ことしの28年に入って1月に1回、取り組み会議をしておりますけども、おおむね今申し上げたような形の中で整理をしていこうという話を再確認したところでもありますので、多少、28年度に入ってもまだ会議をしておりますけど、今月中にはする予定を既にしてあります。ということで、現年と前年度以降の分の、2口じゃないけど、2つの区分があるわけですけど、今は基本的には、以前は滞納分から、例えば徴収したときには、幾らか徴収させてもらったときには滞納分から整理をしましょうという話をしておりますけれども、最近、基本的には町内の方が固定化してるということも鑑みまして、現年度分を仮に未納があるんならそっちから埋めていこうというような基本的な考え方も、今させていただいてるところでありますので、それは人によって異なるということはあるかなというふうに思いますが、いわゆる滞納者が大きくて固定化してる状況にあるなら、そういうことも考えていかないといけないのかなというふうには思っておるところであります。

決算でもありましたけれども、若干ではありますけれども、滞納繰越額が約1割程度ではありますけれども、滞納繰り越し分に係る収納も若干上がっておりますので、これからもその分にさらに努力をしていきたいというふうに思っておりますので、情報としていろいろ資料も出させてさせていただいてるところですので、その辺をごらんいただきながら御理解いただければというふうに思いますし、また御指導もいただけたらというふうに思っております。

簡単ですが、以上で、概要についての説明をさせていただきました。

○山本委員長 ただいまの説明につきまして、質問、御意見ございますでしょうか。

坪倉委員。

○坪倉委員 27年度についても取り組みはされておりますけど、会議が1月に入ってからということで、もう本当に27年度中に滞納について整理をしようという意欲が、本当に当初からあったのかなという気がします。

7月に、長野県長和町に行政視察に行ったですけども、調査事項じゃなかったんですけども、長和町では強制執行による滞納処理で、不動産の差し押さえ、それから給与の差し押さえ等もされておまして、かなりの成果を上げておられました。本当にそういった法的手続に踏み込まない限り、なかなか滞納整理というのは難しいだろうと思います。そう

ということについても真剣に考えていただきたいということと、先ほど副町長、少し触れられましたけど、西部地域との連携、それから県税との連携あたりについて、特に県税との連携については、具体的にどういう状況にあるのか説明をいただきたいと思います。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 3点の御質問だったというふうに思いますが、最初に意欲的なところのお話です。御意見のように、基本的には6月ぐらいを最初の第1回の、いわゆる滞納繰り越し後の、確定後の会というのを基本的には目指しとったところですけども、なかなか会ができなかったということでおわびを申し上げたいというふうに思っております。

2件目の長野県の件ですけれども、本町としても強制執行今までしたことがないというわけではなくて、あるんですけれども、なかなかどんどんどんどんというところではなくて、いろいろな事務調査も必要だろうというふうな背景もありまして、具体的にはそんなにどんどんということにはなっておりませんが、これから今後そういったことを詰めていければと、強化していきたいというふうに思っております。

県税との取り扱いについては、基本的には担当課のほうで具体的な詰めをしておりますけども、ただ一体的な形で県税も含めて、あるいは町税も含めて、特に町村の場合は、特に困難事例的なところを、あるいは内容的に強制執行なり、そういうことが可能な案件についてやってきておりますので、引き続き県税といいますか、特に情報的な、具体的な動きなり知識ということも当然、どういいますか、習得できますので、その辺はまたさらに強化をしていきたいといいたいまいしょうか、そういったことを引き続きやっていきたいというふうに思っております。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 県との連携は具体的に、27年度、26年度も含めてですけども、実例として、共同で訪問するとか、情報を具体的に交換されたとか、そういった事例があったでしょうか。

○山本委員長 高見総務課長。

○高見総務課長 ちょっと具体的にどういう案件で、具体的にどういうことというのは、私もちょっと把握はしておりませんが、いろいろ決済が回ってくる中で、こちらのほうの県税あたりの未納額とか分納、未納額、そういうのが情報交換を定期的に行っているということで、住民課のほうがやっております。

済みません、ちょっとここまでしか返答できません。

○山本委員長 そのほかございますか。

そうしますと、私のほうから一言、お尋ねをいたしますが、お尋ねといえますか意見を申し上げたいと思います。

例えば、収入につきまして町税が、平成23年度では約1,100万円、24年度では1,300万円、25年度では1,400万円、26年度では1,600万、27年度では1,800万というふうに、収入未済額が決算書のほうに上がっておると、年々ふえておるとい状況がありますので、本当に真剣にこの会議を、毎月でも結構だと思っておりますが、年1回ということではなくて、開いていただいて、職員の皆様の研修も積んでいただいて、公平な徴収、真面目に納付されている方が納税意欲をなくさないような取り組みをしていただきたいというふうに思います。

そのことについて、はい、中村副町長。

○中村副町長 御意見はごもっともだというふうに思っておりますし、会につきましても、今年度も若干、今月ではありますが第1回でありますので、そういったところも含めて、今後会を重ねるといことも大切ですし、あわせて内容的なところを逐次整理をして、実務が、実がとれるような形の中で、会の進行に努めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○山本委員長 久代委員。

○久代委員 このいただいた資料に、債権管理者等の研修内容ということで、この27年度の5月から12月に、徴収スタッフネット研究会というのがありますよね、この西部総合事務所で行われる。これに職員が1名ないし2名、ずっと参加されて、都合4回の、その他にも研修があつてますけども、債権研修とか。やっぱりこういう研修に参加した職員が、やっぱりせっかく学んだ情報をすぐ全庁的に、それぞれの課があるわけですから、その情報をきっちり共有して、今回の研究会ではこうだったという、やっぱり報告があつてしかるべきだと思うし、この徴収スタッフネット研究会なるものは、実際どういう研修なのかということも含めて、ちょっとせっかく資料出されていますので質問します。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 済みません、私、その研究会のほうにはちょっと出向いてないので、私は別のところで行っておりますので、掌握し切れてないということで御勘弁いただければと思いますが、多分要は、特に私債権に該当するものについての徴収方法といひましようか、流れというのがやっぱりどちらかといひと大変な作業、作業じゃないですけども、実務と

ということがありまして、そういったその関係の部署の方の参加だというふうには認識しておりますけども。それが連続的にある関係もありまして、いう状況だというふうには把握しております。あわせて、情報共有ということでもありますので、当然そういう形をとらせていただきたいというふうに思って、これからも整理して役立てたいというふうに思っております。以上です。

○山本委員長 これは、住民課の職員の方でしょうか。

○高見総務課長 徴収ネット、スタッフネットは住民課です。

○山本委員長 住民課。

○高見総務課長 はい。

○山本委員長 じゃあ、その住民課のときにでも再度質問をしていただければと思います。そのほかございますか。

大西委員。

○大西委員 取り組み会議の中に、出席者、委員16名のうち12名となっておりますけども、16名の中に町職員の皆さん、何人ぐらいおられるんです。町職員以外の方もおられるんですか。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 基本的にこの会議につきましては、職員だけの体制の会議にしておりますので、基本的には16人は全て町の職員でありまして、12人というのはたまたまそのときには出席不可能だったということでもあります。特に滞納者が該当するということもありますし、いわゆる債権が発生するポジションのところを全体的に来ていただく、委員にするということによっていただくといいのかなと思います。

○高見総務課長 委員長、つけ加えて。

○山本委員長 高見総務課長。

○高見総務課長 先ほど副町長のほうが町職員ということ言っておりましたけれども、場合によっては、個人情報にかかわる情報交換もありますので、やはり今のところは町職員というところで、内部的なそういう会議ということにしております。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 今、先ほども同僚議員が言われたんですけども、せっかく研修行けば、16名全てじゃない、職員の皆さんなんで、例えばその資料とか、レポートを回すとか、それから委員長さんも言いましたように、月1回とか2カ月に1回って、定期的にやっぱりレ

ベルアップしていかないと、新たな情報入ってくるし、いろんな手だてもしてくるんじゃないかと思えますんで、それを検討されて、今年度、遅いですが、また今年度も取り組みの内容について検討されたらどうでしょう。

○山本委員長 高見総務課長。

○高見総務課長 27年度の取り組みとしては、こういう研修に行ったデータを、結果を報告しておりますけども、26年度においては芦屋ですね、芦屋市の徴収にかかわったベテランの方の生の声を聞く研修を多目的ホールでやって、職員のほうも数十名参加して、またその方がそういう話を聞いた、一緒に県内の方も声を呼びかけておりますんで、そういう方がまた鳥取市でされる場合、あるいは岡山のほうでされる場合、その場合もまた職員が再度そちらのほうに話を行ったり、そのような研修での、一回聞いただけでは十分でなかったんでもう一遍聞きたいというところを重ねております。

それと、住民課サイドのほうではそういう専門的な研修に出た中では、当然復命のところ、回覧をしてやっておりますし、また、料金等の徴収についてもまた別途行っておりますので、課の中での共有はできておりますけども、おっしゃるように、数回はこの委員会の中、取り組み会議の中でも情報提供はしておりますけども、副町長も言いましたように、やはりそれに対して論議を深めていったり、手法を検討していくという取り組みも今後強化させていただければというぐあいに思います。以上です。

○山本委員長 そのほかございますか。

坪倉委員。

○坪倉委員 副町長の説明の中で、回収した税等について、過年度分じゃなくて、現年度分に充当することがあるというふうに言われましたけども、やっぱりこれは負担の公平性等からいって、過年度分から、古いものから充当していくというのがやっぱり筋だろうと。未収金累積額が時効による消滅によって、不納欠損にして減らせるという方法はあるのかもしれませんけども、やっぱりそれはフェアなやり方ではない、情状酌量の方もいいのかもしれませんけども、やっぱりそこは税の公平性から古いものから入れる、あるいは時効にかからないような入金の手方をすべきだろうと思います。その辺についての認識を伺いたいということと、現場といいましょうか、債権者にどれだけ、一年に1回でも接触されておるのかどうなのか、その辺のそこについてもお願いします。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 前段の分につきましては、まだ決定はしておりませんが、ただ、今、

鳥取県西部あたりの状況なりを聞いてみますと、そういう動きがあつてゐるということは聞いておりますので。というのは、全員が全員というわけではないというふうに思っておりますが、ある程度固定化したりしておられる方については、やっぱり当然過年度分もありますけれども、現年度分も入らないということだつて、当然ぐるぐる回りますので、ありますので、そういう中で個人とすれば金額的には変わらないって話もあるかもしれませんが、全体の数字からいきますと、当然現年度分に仮に、どういいますか、収納したお金を充当しますと、当然現年度分の収納率というのが高くなりますので、いわゆる住民の皆さんの意識というところからいくと、そういうこともあり得るのかなということもありまして、その辺はちょっと十分に議論をしていきたいなというふうには思っております。

それと、接触につきましてですが、いわゆる基本的には滞納者の皆さんには面談はもちろんありますし、分納の話のことももちろんありますし、それから場合によっては文書というところだつて、特に県外の皆さんについては文書というところの中で、督促なり催告書を出すということは当然やっておりますので、ちょっと全ての把握はしておりませんが、基本的な動きの中では、そこはやっていただいているというふうには思っておりますし、課によってはそういうことの情報も得ておりますので、そこだけは事務的な処理はきちんとやつてゐるというふうには理解しております。

○山本委員長 高見総務課長。

○高見総務課長 先ほど副町長のほうからもありましたけど、西部での動きがそうであるという背景には、結局繰り越し分も現年分も合わせてそういうところを固めてもらうというケースが少なく、やっぱり少しずつというケースが多うございます。頑張つて税のほうを出していただくとる中で、結局西部地域一円での基本的な考え方が、納めていただいた税を滞繰りに回すと、すると現年分が新たに滞繰りに回ってしまうと。そういうところでのこともあり、まず現年分をしっかり払ってもらうという動きがあるというのを聞いております。

○山本委員長 よろしいですか。

ちょっと一つ。ただいまの議論の中で、延滞金の概念というか、が抜けとるような気がするんですが、古いものについては延滞金が生じるので、古いものからいただくというのが普通ではないのでしょうか。お聞きいたします。

高見総務課長。

○高見総務課長 確かに税の関係は滞納、延滞金がつきますので、そういう見方もありま

す。ちょっとそのあたりについての基本的な考え方については、私もちょっと十分把握してない部分があります。大変申しわけございません。

○山本委員長 また担当課のところで聞くということで。

よろしいでしょうか。

坪倉委員。

○坪倉委員 控えようかと思ってましたが、やっぱりそういう現年度分の徴収率を上げるとか、過年度分を残して現年度分から徴収するというのが、役人というか公務員的な考え、発想だろうと思います。徴収率を上げるとか、滞納累積額がふえないとかというようなことがあるのかもしれませんが、住民、納税者側からするとやっぱりきちんと納めるものについては納めていただくということが原則だろうと思いますので、その辺は慎重に議論をしていただきたいと思います。

○山本委員長 そのほかよろしいでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしますと、中村副町長、御苦労さまでした。退席をしていただいて結構です。

続きまして、予算審査の意見につきましての取り組み状況につきまして、高見総務課長の説明をお願いいたします。

高見総務課長。

○高見総務課長 お手元に配付しておりますデータをもとに説明をしますけども、中身的には、まず議員の皆様方にお送りしておりますのが、27年度の予算審査特別委員会におきまして、指摘のあった項目、10項目について、抜き出しをしたものを送らせていただいております。それにつきまして、そのところに、関係課というところで、かぎ括弧分を項目の最後につけております。諸課題と、調整をとりながらまとめた内容について報告をさせていただきます。

まず、1番目の中心地整備事業について、企画・農林というところで調整をとって、進め方について確認をとりました。ここでのポイントが、町として道の駅の経営方針や戦略を確立した上で、関係事業者機関と十分な連携のもとに4名が効果的に活動できるよう指導、監督されたいということでございますが、オープンは28年、この春でしたので、平成27年度の動きとしては、道の駅開設に向けて、まず運営の受託事業者から駅長となる職員と、農産物販売支援員を担当する地域おこし協力隊の2名を企画課内に配置し、準備室を立ち上げております。そして、庁舎内的には企画・農林、あるいは建設に係る建設課職員を交え、週1度のペースで実務者会議を行っております。その中で事業の進捗など

を確認、協議をしております。

また、年度中途からですが、駅長となる職員の人と運営受託会社、そして役場の関係者から成る経営者会議を定期的で開催し、どのような道の駅をつくり上げていくのかという目的に、細部にわたり行政と話し合いを行いながら事業を進めております。なお、その経営者会議につきましては、28年度も引き続き、月に1回のペースで行っております。メンバー的には道の駅の駅長、そして副町長、企画課長とあわせて専門監、農林課長、それと担当職員というところで、月に1回の会議をしております。

それと、続けて、項目よろしいでしょうか。

○山本委員長 はい、続けて。

○高見総務課長 じゃあ、2番目の電算管理運営事務についてということで、総務課、住民課という関連の課ということで書いておりますけども、あくまでも予算審査特別委員会ですので、マイナンバーについては、いわゆる個人番号制についてのシステム導入については、企画課の中に予算がついとります。ただ中身的には、やはり指摘については、いわゆるマイナンバーがどうしても個人情報目的外使用の懸念が払拭されていないと。住民にとってどのような利便性が確保されるのか、どのように活用されるのか、十分な説明をされたいという指摘でございました。ですから住民課と、法令的なものがございまして、総務課のほうでまとめた内容としましては、制度説明等に係る取り組みは、27年の9月から行ったり、住民の皆様方への制度説明会の資料を配布、広報とかケーブルテレビの説明を行っております。

また、通知カードの発送状況ですが、2,175通ということで、これは世帯数ですので、5,110人分を通知カードをお送りしております。ただ、その中で、どうしてもこちらのほうに住所がないと、施設に入られたと思われて連絡のとれない方がおられますので、約19人分が結局返ってきた状態ということです。マイナンバーカードの申請状況ですが、28年の3月31日現在で396名、ちなみに直近のデータでは、7月末で435名というようになっております。そういう情報について、どのように保護していくのかということについては、まず、条例上につきましては、日南町個人情報保護条例で、それを改正しながら、その扱いについて、あるいは利用制限等について改正を行っておりますし、行政手続における特定の個人を識別するための番号、いわゆるマイナンバー等について、利用と情報提供に関する諸規定を設けておりますし、手数料条例につきましても、その係る手数料を新たに規定しております。

最後に、指摘のあった個人番号カード、マイナンバーの利用方法についてですが、これもなかなか国の示すものに限ってPRをしてまいりましたけども、本人確認のための身分証明書であるという位置づけであるとか、税務署に提出する法定調書に関連するもの、それと社会保険等の諸手続に関するもの、福祉、介護関連の手続等に使う位置づけというものがあります。ですから、これを使って、かなり上乗せでメリットということについてはなかなか、国の制度に基づくものなので、こちらも言いようがありませんけども、一応国の制度に基づいたPRと、そして発行については粛々と進めさせていただいております。

続きまして、3番目の子育て世代の、いわゆる事業所内保育について、子育て環境充実のために施設設備及び人的体制を充実し、対応されるよう支援されたいという御意見があります。それにつきましては、具体的にはあかねの郷です。あかねの郷にあります、おひさまですね。具体的にはそこで事業所内保育をやっておりますけども、一応支援としましては、補助金を設けまして、27年度福祉会のほうへ交付し、遊具を整備していただいております。ブランコであるとか、ゲームであるとか、滑り台等でございます。またあわせて、利用料を2分の1に軽減し、利用しやすい保育所となるよう改善を図っております。またソフト的には、おひさまの保育士の皆さんが、日南保育園に研修をしたいということの受け入れもして、保育士としての向上を目指していただいとるという手だてをさせていただいております。ただ、利用状況でございますが、26年度が1,321人に対して、27年度が534人というぐあいに減っております。諸事情があるということは聞いておりますが、その具体的な事情まではちょっと聞き取りはしておりません。

続きまして、4番目の放課後児童クラブについて、対象児童が6年生まで拡大されたことによって増加が見込めると、曜日によっては開放場所を学校施設あたりを使ってはどうかという御指摘をいただいております。それにつきましては、平均利用者数が26年度の12.2名から……（発言する者あり）途中で切りますか、はい。27年度には18.5名にふえております。それで中高学年児童につきましては、クラブ活動あたりの待ち時間あたりを使って利用される方が多いという状況でございます。ただ、学校施設を使うというような御指摘ですけども、なかなかその現場には、単に放課後で残ってらっしゃる子供さんと、その放課後児童クラブとして預かる子供さんの、なかなか一緒になったところでの適切な見守りが難しいという声が上がっております。その中で、従来の子育て支援センターとか、武道館を利用しているという状況でございます。

一旦ここで説明のほう切らせていただきましょうか。

○山本委員長 久代委員。

○久代委員 昨年度の審査意見について、詳しく述べていただけていますが、担当課の聞き取りの中で、この審査意見について、説明の中で該当する場面になってから説明を求めれば、結果について、よろしいのではないかなというふうに。今、総務課長が全体をまとめて説明されようとしていますけども。

どうでしょうかということ、委員長に提案したいと思います。

○山本委員長 はい。委員長として、予算審査特別委員会の審査意見の報告を求めておりまして、全体としてですね。総体的に全体の意見をということでこのたび報告をしていただいて、その中身については各課でということだと思っておりましたので、そういう意味で総務課長にその説明を求めておりました。

時間を過ぎるということでは、手短に行っていただいても結構です。（発言する者あり）

高見総務課長。

○高見総務課長 これでも結構、手短に話してるつもりなんですけども、10項目もありますのでね、全部聞こうと思うと。まあもう少しはしょって説明させていただきます。

5番目の公の施設の指定管理について、設置目的に沿った管理運営ができるよう、施設ごとの委託のあり方について検討をされたいということでした。これについては、当然指摘をいただいておりますので、その中で検討しながら予算措置に反映させていっていると言っておりますが、ただし、従来の施設について委託料を出しているという形は変えておりません。その中では、公の施設はありますけども、その施設の利活用、せっかくですので活用していただくための、どうしても必要な経費が要ります。そのためのものについては、委託料を従前どおり出しております。それが4施設ございます。総合文化センターが約6,000万、ゆきんこ村は、8月からでしたので月割りで580万、かやぶきの家は20万、そして日南邑は350万という委託料でございます。

続きまして、除雪の委託料についてという指摘がっております。除雪の委託料基準であるとか、機械の管理運用について、これについては県の単価に準じて決めているということでもありますけども、いわゆる経費の節減については努めていると。それは、いわゆる雪の深さの基準ですね、それを少し、15センチであるということ、他町の場合は若干とか、他県の場合は20センチだということを、例えば15センチだったら除雪にかかるということ、その中での委託料も含めながら除雪には努めているということなので、説明

がちよっと不十分でした。また聞き取りをしていただければと思います。

管理については、タコグラフを導入していると、そしてドライブレコーダーも導入し、安全講習の実施も行っているということでございます。

それと、地方創生関連についてでございますけども、4事業についてのダブリがあるけど、実施には気をつけられたいと、注意いただきたいという指摘がございます。その4つにつきましては、具体的には、にちなん食のバザール、ペットボトル化事業、事業所内保育、そして農林業後継者事業ということですが、町長は答弁のほうで、どちらかを選択ではなくて、可能な限りそれぞれ特徴のある取り組み方をやっていきたいということは、答弁で言っております。結果的には、食のバザールは、繰越額と現年分を双方、両方とも執行しておりますので、また聞き取ってくださればと思いますし、ペットボトル化事業は、繰り越し事業において基本的にやって、デザインあたりについては新年度でまた新しいものは取り組んでるというような状況でございます。また、事業所内保育は、済みません、繰り越し事業で、運営に関する支援を行い、現年分では遊具等の整備を行っています。先ほど言ったようなものだと思います。それと、農林業後継者事業については、繰り越し事業を中心に取り組んでいるということでございます。以上でございます。

ただし、振興に関しては、一番最初、先ほど申しました4事業を含む先行型については、検討期間も短いということでなかなか十分な成果が得られなかったということで、これについては第三者委員会のほうで報告は行っております。そのかわりに今後の分について、しっかりKPIあたりを含めて分析していくことで、着実に進めていきたいというぐあいにペーパーが参っております。

また、介護保険については、県内で、山陰地方で初めてということもございました。それについては、町内の事業者であるとか、地域での団体への協力がかなりふえていって、そういうような1年目を、動きをすることができたという内容でございます。

9番目のあかねの郷の施設改修についての、十分気をつけながらやってほしいと、慎重に検討したいということで、基本的に雨漏りするところは、シリコン、シーリングをして、カバーをしながら手だてをしてるということでございますし、一番最後の介護施設公債費償還については、いろいろ決算の総括的な質疑の中でもいろいろ出て、答弁もしておりますので、ここでは説明は差し控えさせていただきます。

以上、長かったですけども、10点について、状況について報告させていただきました。
○山本委員長 ただいま高見総務課長より説明をいただきました。その内容については、

先ほど意見をいただきましたので、各課の聞き取りの中で質問をしていただきたいというふうに思います。

それで、資料をメールで送付した中の100万円以上の不用額につきましては、資料を見ていただきまして、各課の聞き取りの中で質問をしていただきたいというふうに思います。

そういたしますと、総務課の職員の方の入場をお願いをいたします。（発言する者あり）

えっ、あ、休憩。（「休憩入れましょうか」と呼ぶ者あり）はい、じゃあ、2時10分まで休憩といたします。

〔休 憩〕

午後1時55分～午後2時10分

○山本委員長 会議を再開します。

審査は、主要施策の成果及び財産に関する調書を中心にしてまいります。

引き続き、総務課について調査をいたします。調書の27ページから34ページ上段、総務費について説明を求めます。

高見総務課長、お願いいたします。

○高見総務課長 冒頭、本日の総務課の決算審査に当たりまして、総務課のほうから、私と、それと伊田防災監、松本人権センター館長、それと坂本財務室長、この4人でまた対応させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員長 よろしく申し上げます。

○高見総務課長 それでは、私のほうから、総務費について説明させていただきます。

お手元に配付の決算附属資料をもって説明させていただきます。委員長も言われたように、27ページからお開きいただければというぐあいに思います。

まず、総務費、一般管理事務でございます。予算額3億6,485万7,000円に対して、決算額2,583万3,163円でございます。内容的には、職員給与が多いですけども、あと共済費であるとか、退職手当特別負担金というものが重立った内容でございます。

特にこの中で、27ページにあります定員管理といいますけども、これは国の基準に基づいた定員管理に基づき、4月1日現在の職員数というのをこちらのほうに表記しております。27年の4月1日につきましては、対前年合計で1人多い146名ということで、

これは病院とか特別会計のほうも加味したものでございます。ラスパイレス指数でございますけども、日南町が、27年4月1日現在のものが94.4%、県内町村が93.9%ということで、若干平均年齢のほうは日南町のほうが高いんじゃないかというぐあいに思っております。そのために、日南町のラスパイレス指数のほうが若干高いというようになっています。職員研修の実績につきましては、そこに記しているとおりでございます。若干人数的には減っておりますけども、鳥取県の人材開発センター、これにつきましては、昔でいう職員の県の研修所です。そちらのほうの人数のほうが45名から67名でふえておりますので、あっ、失礼しました、先ほどの合計については、一番最後の同和研修の数字を言っておりましたので、特に人数が伸びとるのが、先ほど言いました人材開発センターの研修人数が45から67名というぐあいにふえております。

また、ふるさと納税でございます。平成26年度実績については、64件に対してで249万円でしたが、27年度は、ネット等で申し込みができる仕組みに変えて、件数等もふえまして、結果536件で1,065万5,000円という数字となっております。また、次年度への繰越明許は、三吉で発生しました水路の崩落事故等を含めて、一般管理費のほうで合わせて9,958万7,000という金額を繰り越ししております。

主な執行経費は、そちらのほうに記したとおりでございますが、日野高校のコーディネーターの負担金が115万5,000円と、前年と比べて伸びております。前年は、これ年度中途からでございましたので、前年の実績が63万5,000円ということで、今回の数字は1年間通しの負担金ということと理解していただければというぐあいに思っております。

続きまして、職員健康福利厚生事業ですけども、職員の健康診断の受診率について、26年度が97.3%でしたが、27年度は100%ということで、昨年の決算審査特別委員会のほうで、基本的には全員を受けさせるべきじゃないのかという御指摘をいただいております。そういうこともありまして、27年度については、行っていない人も常時チェックをして、行っていない人間には必ず行くようにということで勧めた結果100%と、当たり前ではございますけども、当たり前のためにやっぱりそういうような、しつこいばかりの勧め方をさせていただいております。その中で、特に法律も変わりました、平成28年度からはメンタルチェックをなささいということで、27年度においては、その委員会のほうでどのような項目でチェックをするのか、どういう手法でするのかということについて論議を行い、この10月から12月にかけて職員のチェックをするように、今準備

を進めておるところでございます。

はぐっていただいて、29ページでございます。文書管理は通常の事務でございます、決算額もほとんど変わっておりません。

そして、その下の財政管理につきましては、昨年度が決算額が2億8,700万という大きな数字でございました。本年度は440万2,828円ということでございます。これは、基金の積み立てを行ってございましたので、財政調整金あたりもかなり積んどりましたので、そのあたりの差が出ております。財調には1億、昨年度は積んどりますけど、ことしは国際交流基金に、この財政管理事務としては435万2,000円の積み立てを行っております。

続きまして、30ページの町有財産整備管理事務でございます。決算額が、前年の6,772万5,000円に対して、本年度が1億1,966万1,000円ということで、これにつきましては、公有財産の購入ということで、これどこやったかな。（「道の駅」と呼ぶ者あり）道の駅が中心になりますけど、これが7,859万3,000円というのを、これのほうに執行をしております。これについては、公有財産の購入も含めて、過疎債を充てさせていただいております。それと、工事的には129万6,000円、それと、決算監査報告でもありましたように、固定資産台帳の整備に、これ648万8,000円とありますけども、済みません、これ644万8,000円の誤りでございます。大変おわびして訂正をさせていただきます。

それと、あけて、庁舎管理をお開きください。31ページでございます。これにつきましても、通常の庁舎の管理に係る経費を計上しておりますので、これはごらんいただければというぐあいに思っておりますし、また、その下の庁用自動車の管理事務でございますけども、これにつきましては、公用車3台を更新しております。本庁舎分2台、福祉保健課分を1台の合計3台を購入をしております。

それと、続きまして、32ページでございます。交通安全対策事業でございますが、これも交通安全に係る啓発運動とか、それに係る費用を上げておりますし、交通安全指導員の報酬手当がこの中に入っております。それと、その下の自衛官募集事務でございますが、これにつきましては、例年どおり国からの委託金2万円をいただいて、それに対する執行を行っております。中身的には事務費でございます。27年度の受験者についてはゼロ名です。採用予定も当然ゼロということで、少なくとも、26、27とも、25、6、7とも採用者はゼロでした。

続きまして、選挙管理委員会事務ですけれども、これにつきましては、決算額が217万9,270円とふえております。これは、選挙等がありましたので、それに対する委員会の開催件数もふえておりますし、選挙の投票の年齢が18歳に下がったということで、そのためのシステムの変更であるとか、住所要件の変更を行うのを先んじてやっておりますので、そのあたりの法律の改正にともなうシステム改修の経費が206万4,000円含まれております。また、町議会議員選挙の執行事務については、208万9,648円、前年度が5,500円ということで、これについては若干の町議会議員選挙が4月26日執行の係る経費でございました。結果的には無投票ということで、必要な経費のみの執行となっております。

34ページでございます。総務費の一番最後ですけれども、県知事及び県議会議員選挙費ということで、決算額が334万5,375円、前年度が241万2,624円ですが、これ4月12日が執行日で、選挙の執行日でありまして、前年度の金額が上がっておりますのは、準備等に係る経費が240万かかっておりまして、それ以降の27年度執行経費としては330万というように金額が2年続けて執行があっております。ここでは特に特筆すべきものはありません。また、詳細についてはいろいろ御質疑等でお答えしたいというぐあいだと思います。

以上、総務費についての説明を終わらせていただきます。

○山本委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、質疑、意見ございますでしょうか。

大西委員。

○大西委員 27ページのところで教えていただきたいんですけども、ふるさと納税のところで、主な執行経費の中で謝礼ですね、お礼品の代が614件となっております。寄附金額のそこには514件となっておりますが、100件の差があるんですが、これは何でしょうか。

○山本委員長 坂本室長。

○坂本室長 ふるさと納税の報奨のほうで、特産品というものを送らせていただいておりますけれども、日南町の特産品としまして米がありますけれども、その米を6カ月間送らせていただく方がおられまして、そういった方の件数が請求書の段階では1件ずつという格好で上がってきておりまして、それをまとめまして、済みません、数字のほうは人数とは違っておりますけれども、件数としますと請求書のあった件数という格好で毎月、半年の間で

すけども、米を10キロずつ送らせていただいている方がおられますので、そういったものを含めると614件という件数になりました。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 はい、わかりました。

じゃ、次に28ページです。28ページ、昨年この健診のこと指摘しました、今回は100%ということで結構ですが、そこで100%達成されましたが、要精密検査者への再受診の促進を図ったということですが、再精密検査者は全て再検されたのでしょうか。

○山本委員長 高見総務課長。

○高見総務課長 済みません。ちょっと人数についてはちょっとここに、済みません、説明できる数字ちょっと持って上がってませんけども、健康診断の結果、要精検という表記がしてある方がいらっしゃいます。これについては、担当者と私とで精密検査を受けるようにというぐあいに進めてきました。ところが、27年度については、ちょっと残念ながらその受けたかどうかという確認はとれてないというのが実情でございます。

そういうこともありまして、本当はいけなかったんですけども、それを踏まえて28年度については、ちょっとデータとして取り込むのは個人情報ですので、ちょっとメモとして取り上げて、それを個々で話をして、それで行ったかどうかというのを確認するようにしております。27年度についてはそのチェックまではできておりません。済みません。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 条例で、日南町安全衛生管理規程があると思うんです。その中には、そういったことも明確にされてますし、やはりメンタルヘルスということで表に出ない、精神的なこともございます。必ず医師との問診もあります。そこで要管理者と認められた場合は、主治医に診ていただいて、なおかつ衛生委員会の中の統括管理者が、情報開示じゃありませんけども、それをチェックしとかないといけなくなると思うんです。安全衛生管理規程そうなっておりますので、やはりそれは法律に基づいてきちっとやるべきじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○山本委員長 高見総務課長。

○高見総務課長 仰せのとおりです。私が総括安全管理者でございます。職務怠慢だというぐあいに思っております。今後こういうことがないように確認をしてまいりたいと思います。

なお、先ほどおっしゃったメンタルヘルスのほうも、これが結局その本人が要チェック

というのが知り得る、知り得る人間が今度またより限定されるということで、たしか担当者であるとか、産業医だと思います。ちょっとそのあたりについては、私が知り得ないところでの情報がありますので、それはなかなかきつと何人おってということは今後なかなか出せないと思いますけども、きつと法でいう、ちゃんとそれをチェックしてそれがちゃんと主治医の聞き取りあるとか、問診であるとか、そういうのがちゃんとできてるかということについては、ちゃんと把握をしたいというぐあいに思います。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 労働安全法で、安全衛生法に基づいてとなっておりますので、民間では労働基準監督署に、そうしました要管理者は何名いたと、病院行かせましたというのは、管理者も管理できるわけです。産業医と相談した上でとなっておりますので、これは地方公務員法といろいろありますが、これは労働安全衛生法規定ですので、その辺はよろしくお願いします。

○山本委員長 そのほかございますか。

坪倉委員。

○坪倉委員 庁舎管理事務に該当するかどうか、役場の事務執行全般についてでありますけども、日南町役場、平成14年からファイリングシステムを、お金をかけて研修もされて導入されていますけども、そのファイリングシステムが実際にベストな形なのかどうかというのはわかりませんが、当時と比べて書類の管理が非常に適切にされておるのかなという疑問が。といいますのは、それぞれ職員の机の上や下にいわゆる事務で事務上の書類なり、そういったものが積まれておったりするという光景が見受けられるわけですが、そういったことが、例えば住宅の使用許可の問題であったり、農地事務の遅滞であったり、そういったことにもつながっておる原因の一つになっておるのではないかなと感じるところでありますけども、そのファイリングシステムの運用についてどういう認識でおられるのかということと、それからもう一点、そのカウンターの上が非常に最近乱雑に物が置かれておるといふ印象も受けます。ちょっとそのこととは別なんですけども、そのファイリングの書架、ファイリングのケース等について不足している実態もあるのかなという気もするんですけども、その辺ファイリングシステム全体の運用なり公文書、事務文書の管理について説明をいただきたいと思います。

○山本委員長 誰がするの、手が上がりませんが。

高見総務課長。

○高見総務課長　ちょっと前段の話をさせていただきますけども、一般質問の中で大西議員が環境ISOのことをおっしゃって、環境ISOのことで、実はそのときに日南町が取り組んだのが文書管理システムもその一環でございます。それで、そのときにちょっと仮庁舎だったような記憶があります。当時の総務課が取り仕切って文書管理システムを推進していった記憶があります。それについては、更新が何年間あったのかちょっと記憶にはないですけど、1年か2年だったと思いますけども、その更新時期に、ISOの、そのときにその検証を行って一定の成果があったというその中の検証の中で、更新作業たしか更新の手続をしておりません。そこで日南町の環境ISOの資格というのは、認証というのとはなくなったというぐあいに記憶しております。その中で、あわせて行革もやとった、行革のまだ流れをくんだ判断の中で、この審査を受けるのに150万ぐらいたしか要するというところで、それはちょっと節約しましょうというところがあったように聞いております。

翻って、先ほど坪倉委員の御指摘のあった件については、私もそう思っております。町長からも最近よく言われます。机の上すら整理ができてないというような状況でございます。それで各課のほうのカウンターの中の書架、ファイリングの中が非常にまとめ切れてないという感想を持っております。あわせて書庫ですね、耐火書庫であるとか車庫棟の2階の書棚あたりの整理がなかなかうまく回転してなくて、結局そこに持っていけないで、古いものまで持っていると。それと、本当に何年もしまってるカタログの関係であるとか、あるいは、積みり積もった継続文書ですね、それあたりも大分たまってきているというぐあいに思っております。それで、そのこともあり、きっと議員の皆様方も庁舎歩かれてそういうのが目につくんじゃないかというぐあいに思っております。だから御指摘されたんじゃないかと思っております。それについては、済みません、こちらのほうがちゃんと指示をして、そういう中の整理であるとか、要らないものはしっかり捨てると、それときくと要ると思っても見てないものも結構、使っていないものもあろうかと思ったり、きっとあると思います。休みの日にたまにほかの課も私がこうやってあけてみてるんですけど、反対にすき間があいてるところも、結構余裕があるところもあるんです。そういうところも指摘しながら、ちゃんと整理をして、私自身も含めながらその整理をしていかなければいけないというぐあいに思っておりますので、御指摘のとおり、もっともでございますので、その辺を進めていきたいというぐあいに思います。

○山本委員長　高見総務課長、答弁は簡潔にお願いをいたします。

坪倉委員。

○坪倉委員 答弁をいただいたんですけど、若干認識がずれておりまして、ファイリングシステムはこの新庁舎ができたときに書架を、カウンターの内側と外につくって、窓側とカウンター側につくってやるという話で、ISOの話は、ISOは平成16年ごろの話でありまして、そのときにもそのファイリングシステムの話はあったかもしれませんが、ファイリングシステムを導入するっていうのはこの新庁舎に移転するときにそういった書架を準備してやるということだったような記憶はしてる。それは、済みません。間違っておればまた訂正してください。そのファイリングするということは、当初の説明ではその1日の仕事が終わったときにはきちんとフォルダーにファイルに戻してきちんと整理をして、机の上、下に物を置かないという状況をつくり出すということも一つ説明があったと思いますし、そのことによってフォルダー、ファイリング、ファイルに戻すことによって課の職員、課の中で情報なり事務の共有ができるということもメリットとして説明がされておりました。確かにそういうメリットがもう期待をしておったわけですけども、最近では本当担当者がいないと、ほかの職員では全くわからないというような実態もあるようです。その机の上や下の整理もさることながら、その公文書としてのきちんとした管理、事務の執行について要望しておきたいと思います。

○山本委員長 高見総務課長。

○高見総務課長 了解いたしました。ただ、先ほど御指摘のありました新庁舎ができることによってファイリングシステムを始めるというのは、その前のベースがそこにあったという説明でございますので……（発言する者あり）

いや、間違いありません。（発言する者あり）

○山本委員長 足羽委員。

○足羽委員 ふるさと納税について、できれば教えていただきたいんですが、27年度が1,000万超えとるということで、非常に件数も多いですし額もふえておりますが、特にどこの地域とか、どこの県からの納税が多いか、できれば教えていただきたいと思えます。

○山本委員長 坂本室長。

○坂本室長 失礼します。ふるさと納税の27年度の都道府県別の申し込みですけども、一番申込件数と金額とも多かったのが東京都でした。125名の方から315万円の寄附をいただきました。2番目に多かったのが大阪でした。62名の方で176万円。3番目

が神奈川県、66名の方にいただきまして、104万円というふうなものをいただいております。ちなみに鳥取県のほうは第4位で、人数的には18名という少ないんですけども、寄附金額が62万円という金額をいただいております。

○山本委員長 よろしいですか。

○足羽委員 ありがとうございます。

○山本委員長 そのほかございますか。

足羽委員。

○足羽委員 そのふるさと納税で、25年度と、済みません。26年度と27年度ではかなり800万ぐらい違うわけですけども、その中身ですね、その特産品なんかかなり工夫をされたりして、こういった金額なんかも伸ばされたかどうかいうのをちょっとお聞きしたいですけど。

○山本委員長 坂本室長。

○坂本室長 ふるさと納税、あの27年度から6月からですけども、クレジット納付というものができるようになりました。それが一番大きい要因でないのかなというふうに思います。それと、特産品のほうですけども、従来、日南町の特産品は詰め合わせというような格好で、米だったりみそだったりですね。（発言する者あり）

済みません。まだダッタンそばは入っておりませんで、そういったものを詰め合わせで送らせていただいていたんですけども、商品の数として少なかったんですけども、27年度からそういった詰め合わせをちょっとやめさせていただきまして、各事業所ごとでセットをつくっていただきまして、1万円から3万円のコース、3万円から10万円のコースと、それと10万円以上のコースというような格好で、こちら辺の金額帯については変わりがないんですけども、商品のほうを各事業所さんでセットをつくっていただいたということで、種類がふえたということも大きな要因だったかなというふうに思っております。

○山本委員長 久代委員。

○久代委員 28ページの日野高校の魅力化、魅力向上のコーディネーターの、これ日野町役場に駐在されて仕事されていると思いますが、これ日野高校ということで日南、日野、江府も出されてるのかということの確認と、3町たしか負担してるとありますが。これ先般も日野高校の同窓会の総会があつて出席しましたけども、そのやはり依然としてこの定員割れがずっと続いているというふうな状況の中で、やっぱりこのコーディネーターの方が昨年1年間どういうことをされたのかということ、詳しい資料があつたら後で出して

いただいてもいいし、概要、今、答弁できることがあれば説明していただきたいというふうに思います。

○山本委員長 高見総務課長。

○高見総務課長 コーディネーターの経費に係る負担割合は1対1対1です。全ての町が同じ額を出しております。若干、日野町さん的には事務費、光熱水費であるとか、そういうのがあるかと思えますけども、人件費とか社会保険料、通勤あたりに係る経費については3町等分ということで負担をしております。コーディネーターの活動記録については、ちょっとこっちははいただいておらないですけども、ちょっとそれがあるようであれば、それは取り寄せたいというぐあいに思っています。聞いておる話が、いろいろ高校には高校の考え方があり、そのあたりのギャップを埋めるのに、ちょっと表現悪いですね、こういうぐあいに日野郡としてこうしたいのに、したいという提案はされますけども、なかなかそれが全て実を結ばないという、どうもジレンマはあるように聞いております。日野の取り組みの中で、今日野郡がどのような動きをしてるか、その中で日野高の状況あたりも広報紙で載せるようにはしておりますが、まだまだその状況が本当にどうなのかというのがわからないという状況でございます。とはいえいろいろ働きかけをされて、日野高校の生徒が各事業所に実習に行くという目につく活動はされております。日南町役場も1人受け入れをしましたし、町内の事業所にも何名かずつ生徒が体験をされとるということもあります。このあたりはコーディネーターが結構頑張ってやられたというぐあいに認識しております。

○山本委員長 ただいまの内容につきましては、資料提供していただくということによろしいでしょうか。

○久代委員 はい。

○山本委員長 じゃ、資料提供お願いいたします。

古都委員。

○古都委員 今回の同僚議員の質問と同じようなことなんですが、結果、115万5,000円の日南町から金を出して、日南町として満足な活動をしてもらったかどうか、非常にちまたではあんまりいい評価がないということですが、担当課として115万5,000円、コーディネーターが頑張ってくれたという評価をしておられるのか、決算に当たってお伺いしたいと。

○山本委員長 高見総務課長。

○高見総務課長 正直いいまして、100%その活動が日南町のためにその目についた活動となっているということは十分でないというぐあいに認識しております。ただ、その中では目に見えないその本人の努力というのは、本人からの報告はいろいろ聞いて悩みも聞いております。ですから、そのあたりについて110万というお金が費用対効果としてどうだったかというのは、今年度の事業の中で3町で話をするようになっておりますので、またそのあたりではまた話は詰めていきたいと思えます。具体的には、来年もお願いするのか、あるいはどうするのかということも含めて、活動については先ほど言いましたように、本人の思いがそのまま実現にでき得ないというものも含めて、不十分だったんじゃないかなってぐあいに思っております。

○山本委員長 古都委員。

○古都委員 初年度は満額でなし、27、28年も予算がついておりますけども、そこら辺を早く対応されませんかとですね、コーディネーターのシステムが落ちつくまでに子供は卒業してしまうわけですね。ですから、非常に早急な対応をされるべきだと思っております。今後もしろんなところで検討してもらいたいと思っております。

○山本委員長 高見総務課長。

○高見総務課長 ことしの4月に校長先生方かわられまして、日南町町長も面談をされております。町長としても思いをこうしてまいりたいと、高校としての受けとめ方もちゃんと考えていっていただきたいし、またこういう実のある活動に、地域に見える、特に江府町、日南町に目に見えるような、そういう日野高の動きをしていただきたいという申し入れもしております。それが古都委員のおっしゃる、こういう一定期間の中で効果がどれだけ出せるんかということはあるかもしれませんが、そのあたりについては、子供はそれこそ3年間で巣立ってしまいますので、そういうことも含めながらまた見きわめたいというふうに思います。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 今の件と同じことですが、コーディネーターの、日南町来たがね、姿が見えんのですわ。コーディネーターの人は。日野町ばかり動きよるという話は聞いておりますけど、日南町何回ぐらい来られますか。

○山本委員長 高見総務課長。

○高見総務課長 私が会うのは大体2カ月に1回ぐらいですね。それで個別には町長にもやっぱり2カ月に1回ぐらいは連絡とったり面会に来ておられるというぐあいに思ってお

ります。ただ、地域の中で姿がというのが確かに見えてないというのはあろうかと思えます。個別には各事業所であるとか、先ほど言いましたように美術館であるとか文化センターであるとか、行っておられますけども、それが単独で動かれて、あるいは突然来られてということもありますので、やっぱりちゃんといついつこんなことで行くよとか、そういうことも頻繁にあっているんじゃないかというぐあいに思っております。

○山本委員長 正確な回数につきましては、また資料提供の中で記載をしていただきたいというふうに思います。

坪倉委員。

○坪倉委員 一般管理事務ですけども、平成26年から町長は若者の定住と町内就職を促すということで、新規学卒者を嘱託職員として雇用するという取り組みを始められました。26年はたしか3名か4名か、そういう該当の方を採用されておられましたが、27年度について、新規学卒者をそういう形というか、そういう制度にのっとっての採用ってというのは何名あったでしょうか。

○山本委員長 高見総務課長。

○高見総務課長 2名か、済みません、正確な、たしか2名は私でも認識しております。ただし、その2名の方も頑張って試験は受けられたというぐあいに聞いております。今後についてですけど、今後については、できればやっぱり町内で新卒者が働いていただくという形をとりながら、ぜひ、役場のみならず町内で就職していただくというのが望ましいと思えますが、新卒者ということじゃなくて、日南町で臨時職員、あるいは嘱託さんで来られて、町内に就職されたというケースは数名おられますので、基本的なスタイルとしては変えようとは思っておりませんけども、やっぱりその研修をしっかりといかんと、こういうときにしっかり答弁ができるようにしなければいけないというぐあいに思います。済みません。

○山本委員長 そのほかございますか。

ないようでしたら、続きまして、34ページ下段、民生費から40ページの公債費までの説明を求めます。

高見総務課長。

○高見総務課長 それでは、34ページの下段から説明させていただきます。人権擁護事業でございますけども、これにつきましては、社会を明るくする運動あたりの街頭啓発や事業所訪問などは、ルーチン的な活動としてやっております。また、保護司さ

んあたりとも年に1回か2回、町長、副町長とも懇談をしていただくようにしております。なかなかその欠員が保護司あたりではあってますけども、なかなかその次になっていないところもあります。

それと、人権施策の推進事業、35ページの上段でございますが、これにつきましては、ここにありますが、同和教育研究集会や職場研修会などを開催して、やはり継続的に人権に対する理解、学習をしていただくということで、上のほうに小地域懇談会であるとか、職場研修会等の参加人数のほうをお示ししております。

続きまして、人権センターの管理事務でございますけども、これにつきましては、賃金等が中心でございますけども、中では人権講座といたしまして、毎月1回やっておりますけども、ここでやっぱり20名前後の方が定期的に毎月来ておられまして、非常にいい会だというぐあいに評価をしております。

また、非常備消防につきましては、決算額が1,900万4,000余りでございます。これについては、分団の活動費、公設の分団の活動に当たる経費あたりが中心になります。火災につきましては、ここにありますが、若干前年度7件から本年度6件ということで、若干誤報なんかもあつとります。ただ甚大な火災というのが、全焼というのもありましたので、非常にそういうことのないようにまた注意を呼びかけをしまいたいというぐあいに思っております。

また、西部地区の操法大会の参加もありまして、27年度も分団に出させていただいたんですけど、一生懸命練習はしていただいておりますけども、ほかの町の練習も十分積まれて、成果としては大体3位とか4位とかいうところの、中くらいの成績をおさめていただいております。

また、あと備品購入のところで、コミュニティ助成活動を使って各分団にトランシーバーとかチェーンソーとか、そういう活動の環境整備を27年度は特にさせていただいております。そういうとこに使わせていただいております。

はぐっていただいて、37ページですけど、消防施設整備事業につきましては、施設整備でございますので、可搬ポンプの導入であるとかを行っておりますし、工事につきましては、貯水槽を2基、阿毘縁地域と木材団地内にそれぞれ行っておりますし、消火栓も設置しております。

続きまして、38ページの防災対策事業でございます。こちらのほうで、活動的には防災訓練であるとか行ったり、あるいは避難所の整備の補助を行ったり、これについては8

件実績があるということでございますし、また、4月、この4月には皆様方にも御参加いただいて、防災基地の開設ということもありました。その整備費に充てております。財源的には、新しい起債ですけれども、緊急防災・減債事業債というのを充てて整備をしております。そして、最後、単独災害については、27年度は実績はございません。

また、40ページ、一番最後のところでございますけれども、公債費の償還の元金利子というのがあります。そこには、下のほうに財政指標がありますので、これについては決算参考資料ということでも若干数字的には紹介しておりますので、データは参照していただければというぐあいに思っております。以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。ただいまの説明について、質疑、意見ございますか。

久代委員。

○久代委員 35ページの人権施策推進事業で、まず最初に、この人権センターが男女共同参画事業も担っていらっしゃるということで、その会合ですね、条例に基づいて行われるわけけれども、実際に男女共同参画についてに限定した会をどのように開かれたのかということ、まず1点お聞きしたいということでもあります。

○山本委員長 松本センター長。

○松本人権センター館長 昨年度の男女共同参画の推進委員会の動きでございますけれども、昨年度5回会議のほう開催させていただきました。会議のほうですけれども、内容としましては、働きやすい職場の推進を目的に、どうやったら企業さん推進できるかですか、また、ふれあい人権講座がございましたので、その中でワーク・ライフ・バランス、そういったテーマで講座がございましたので、そういった研修をさせていただいております。

○山本委員長 久代委員。

○久代委員 それと、地区運営費の補助金ですけれども、私、いつも言うんですけれども、やっぱり不公平だと。不公正じゃなくて不公平だと、ほかの自治会にはないわけですから。なぜこの地区、2地区のみこの83万8,000円というお金を、法的な根拠もないわけで、実際に今は。人権、いわゆる啓発法はありますけれども、それに基づくこういう、いわゆる特定地域に対して補助金を出すという法的根拠は私はもうないと思いますが、その点について明確な答弁を求めたいと思います。

○山本委員長 松本センター長。

○松本人権センター館長 単位組織活動補助金でございますけれども、昨年度の実績のほう、ちょっと先に説明をさせていただきたいと思います。昨年度は回数としまして35回、会議ですとか……（発言する者あり）はい、出させていただいております。内容としましては、それぞれの研修会、定期大会ですとか、そういった会議等にも出ていただきまして、研修を深めていただいているというところでございます。

それで、どう言ったらいいですかね、昨年も鳥取県が差別の状況を確認しますと、昨年度も2件ございましたし、またことしの7月末の段階でも2件の差別事象が発生しているというような状況でございます。こちらのほうは県のほうに報告があったものでございますので、実際は県内でも、ほかにもあろうかというふうに思っております。そういったこともございまして、まだまだ差別はなくなっていないというふうに思っております、やはり地元のほうでそういった大会ですとか、研究集会ですとか、そういったものに出いただきまして、しっかりと勉強していただきまして、また周りのほうにも、周りの方にもまたそれをお伝えいただくということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山本委員長 久代委員。

○久代委員 ちょっと議論がすれ違うかもしれませんが、そういう大会ならなおさら2地区に限定することはないし、広く町民から公募されて、町の人権施策の事業としてとり行うべきであって、あえてこの2地区にこの83万8,000円ですか、出されるということ自体がこれも不公正なんです。やっぱり広く町民に対して人権問題を知ってほしいと、そのいわゆる旧、私、旧同和地区という言い方しますけども、これに限定すること自体がもう法的根拠がないわけですから、私は正しくないというふうに思いますので、すれ違いかもしれませんが検討してほしいし、その83万8,000円の2地区の補助金の明細を資料として提供を求めます。

○山本委員長 松本センター長。

○松本人権センター館長 全国規模の研修でございますけれども、地域の方だけでなく、地域いますか、だけでなく町内の方も一緒になっていただいているというのが現状でございますので、御理解のほうお願いしたいと思います。

○山本委員長 地区運営補助金についてですよ。

○松本人権センター館長 あ、はい。

○山本委員長 83万8,000円。

○久代委員 35ページの中段だよ。

○山本委員長 地区運営費補助金の83万8,000円。

○山本委員長 高見総務課長。

○高見総務課長 久代議員の説明は理解しております。やっぱり決算審査特別委員会の中でも、かつて人権センターの内容についてもいろいろほかの同僚議員の方も御指摘をいただいております。人権センターというのはその地区だけのものなのか、いや、そうじゃないですよ。地区外の人が当然利用されておりますし、それも含めて、例えばこの地区運営費補助金のほうについても、例えば先ほど御指摘のあったように、その補助金の中で例えばいわゆる地区の方以外の人も参加できるような仕組みも含めて、考えていく必要があるのかなということは思っておりますので、またそれはこちらのほうでね、整理しながらまた検討していきたいというぐあいに思います。（「明細は」と呼ぶ者あり）明細は、出させていただきます。

○山本委員長 じゃ、明細を資料提供をしていただくということでお願いをいたします。
そのほかございますか。

荒木委員。

○荒木委員 37ページの、ここもですよ。それで、耐震性の防火水槽について伺う。一つは木材団地で、もう一つは阿毘縁ということで、木材団地はちょうど、火災にちょうど間に合ったような状態であったわけです。じゃなかったですけど……（発言する者あり）そうです。それで、ひとつ予算がね、すごく上がってるんですね、工事代金が。工事請負費というのが、その説明は阿毘縁の場所が変更したのが原因というふうに前伺った記憶があるんですが、その辺について伺いたいと思います。

○荒木委員 前の補正予算。

○山本委員長 誰が、どなたが答られる。

伊田防災監。

○伊田防災監 防火水槽の関係についてお答えさせていただきます。先ほど荒木委員がおっしゃいましたとおり、まず増額になった要因につきましては、当初阿毘縁の設置場所が町有地にしておりましてけども、余にもちょっと防火水槽近過ぎるということで、上側に用地を求めまして、ちょうど寄附採納していただける方が見つかりましたので、そういった用地の話がまとまりまして、それで、ただ道路面からかなりちょっと傾斜がありましたので、かなりちょっと切り込んでいって埋設をしたというところで、その辺あたりにつきましても当初予算よりは増額したということでもあります。それと木材団地につきましても、

側溝に近かったり、補水の水路を回したりとか、そういった地理的環境で掘ってみた状況で若干その増額になったということは出ております。

○山本委員長 荒木委員。

○荒木委員 増額がざっと当初1,500万が2,400万、1,000万ぐらい上がってるわけですね。それもあるし、それから、設計監理費というのも上がってます。この防火水槽というのは2基とも同じ構造のものではないですか。違いますか。

○山本委員長 伊田防災監。

○伊田防災監 お答えします。基本は同じ構造ではありますけども、40、50とか、45立米と60立米で、当然かなり埋設しますので、床掘りの土工工事とか、そういったものかなり立米数で違ってはまいります。

○山本委員長 荒木委員。

○荒木委員 そうしますと、その物自体は変更はないわけで、場所だけ変わったから上がったということですよ。道路側溝があったり、そういう場所が変わって附帯工事がふえたので1,000万の増額になったということですよ。

○山本委員長 高見総務課長。

○高見総務課長 済みません。ちょっと数字をちょっと控えてないですけど、途中、消火栓のほうの増加もあったというような気がします。それで全体的に防火水槽と含めて増加があったというぐあいに記憶しています。

○山本委員 もっと整理せないけんな。どうしましょうか。

その内容について、もう少し詳しく説明をしていただけますか。

伊田防災監。

○伊田防災監 そうしましたら、手元にはちょっと簡単な資料しかございませんので、当初の設計の見積額と実際の積算と比較いたしまして、また、どこにどういうふうな増額になったか、またちょっと資料でお示しさせていただきたいと思えます。

○山本委員長 そうしますと、これも資料を提供していただくということでお願いをいたします。よろしいですか。

坪倉委員。

○坪倉委員 防災対策事業ですけども、昨年、県がレッドゾーンの指定をするということで、町に意見を求められて、各地区で説明会をされました。そのレッドゾーンの案はそのまま原案といいましょうか、案どおりに決定をされたということなのかどうかにつ

いてまず、変更が、案から変更されたのか、その案がそのままになったのかについて説明をいただきたい。

○山本委員長 伊田防災監。

○伊田防災監 県のほうが、当初説明にまわられましたレッドゾーンの区域に、基本変更はございません。それで、情報として県のほうから聞いておりますのが、湯河地区で再度見直しをする可能性があるということで、一時説明を保留したいっていうような話もありましたけども、とりあえずその辺早く周知していただきたいっていうところで、湯河地区につきましてはそのままさせていただきましたけども、場合によっては湯河地区が何かで今後変更になる可能性はあるかもしれませんが、それが県のほうから何もレッドゾーンについて変更するとか、調査に入るとかいう詳しい情報入ってませんので、またそういう情報が入りましたら、また該当自治会等にも情報流して対応していきたいと思います。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 それも含めて、地域防災計画の見直しがされたと思いますけども、具体的にどういう部分について見直しが図られたのかということについて伺いたいと思いますし、もう1点はいわゆる風水害編のところ、避難所がイエローゾーンの中にあったり、レッドゾーンの中にあったりというところがあるわけですけども、そのあたりの地元との協議なり対応等について、どういう状況で進められたのか伺います。

○山本委員長 伊田防災監。

○伊田防災監 避難所の関係につきまして、県のほうが今、熊本大震災含めまして、今ちょうど先般も会議に出たところですけども、風水害、そして地震も含めまして、避難所どうあるべきかということ、県のほうも危機管理局のほうで検討するというので、我々も一緒に今会議に入ってるところでございます。先ほどの避難所がイエローゾーンに入っていて、地元自治会とどうい話をしているかということなんですけども、ちょっと去年から立ち上げました地域の防災担当部長さんの会で若干そういった説明をさせていただいたり、例えばイエローゾーンに、地元の集会所がレッドゾーンに入っているの、これは折渡自治会さんですけども、一時的な避難所として民家3軒を、一時避難所として民家の家主さんの了解を得て、避難をされたいということがあれば、そこに避難をさせてあげるという体制をとっていただいた事例もございます。

かなり民家を指定しますと、いろいろたくさんあると、いろんな物資であるとか人数確認だとか、そういった非常に難しい面もありますけども、そうはいいましていざ逃げて

ただかなくちゃいけないという状況の中で、家屋、安全なところの家屋というのは非常に助かりますので、またそういった場合には大量輸送の大型でまた別のところに行っていた体制だとか、そういったところも含めまして、またまちづくり協議会のそういった防災担当部長さん、それから、まち協の会長さんあたり等含めまして、避難所についてこれからも引き続き検討してまいりたいと思います。

○山本委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

ないようでしたら、これで総務課についての聞き取り審査は終了したいと思います。総務課長さん、午前中の本会議の中での説明が残っておったというふうに聞いておりましたが、よろしいですか。今よろしいですか。

高見総務課長。

○高見総務課長 午前中、坪倉委員さんのほうからですね、介護保険を含む特別会計の積み立ての法的な影響はどうかという御質問がありました。それが1点と、もう一つ、若干の全体的な話として、日南病院に繰り出す中に発電ですね、太陽光発電のうちからどれだけ行ってるかということも、2つセットでちょっと報告をさせていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

じゃ、財務室長のほうからさせますので、よろしく願いいたします。

○山本委員長 坂本室長。

○坂本室長 失礼します。そうしますと午前中にありました剰余金の、特別会計の剰余金の取り扱いについてですけども、現在、日南町のほうとしては、地方財政法の法とは書いてありますが、そういう運用をしておりません。県のほうにもちょっと確認をしたところですね、県のほうもそのような運用は実はしておられませんが、地方財政法という法律はありますが、特別会計の性質上、一般会計の剰余金というものと若干取り扱いが違わないかということで、特別会計においては剰余金が出た際も翌年度への繰越金として、そういうことで財源として活用しているということでした。ですので、基金に2分の1を積み立てるということや、繰り上げ償還の財源とするということとはしてないということですので、町のほうも地方財政法の考えというのは鑑みながら、引き続き現在と同じ運用をしていきたいというふうに考えております。

それと、病院への売電収入の負担金ですけども、病院のほうに一般会計のほうから繰り出しております金額が、補助金を含めまして2億9,947万384円という金額になっ

ております。そのうち、交付税のほうが普通交付税、特別交付税のほう合わせまして、2億8,743万7,000円を繰り出しております。太陽光の売電収入につきましては、売電額が、これは暦年で計算をしておりますけども、1,344万3,408円から必要な維持経費を引きまして、668万4,000円を売電収入相当額として病院会計のほうに繰り出しております。また、鳥取県の自治体病院補助金としまして、本館建築に係る企業債借入金利息の2分の1というものを534万9,384円繰り出しております。この3つを合わせまして、先ほど言いました2億9,947万384円という金額を一般会計から病院会計のほうに繰り出しをしております。

病院の決算書のほうを見ていただきますと、24ページのほうになりますけども、収益的収支の病院事業収益のところを見ていただきたいと思います。24ページの他会計負担金、あ、済みません。決算書の24ページをごらんください。病院事業収益のところの他会計負担金8,672万7,000円、中段のほうかと思っておりますけども、24ページの中段のところですね、他会計負担金8,672万7,000円、地方公営企業法第17条の2による繰入金、こちらと、もう1本めくっていただきまして、25ページになりますけども、医業外収益のほうの他会計負担金のところの2億739万4,000円、こちらの中に太陽光の売電収入を含んで出しております。また、その上の欄の県補助金のところには、先ほど言いました自治体病院補助金のほうが534万9,384円含まれているというのを報告させていただきます。

○山本委員長 よろしいですか。

坪倉委員。

○坪倉委員 前段の部分についても、法の解釈、それが正解なのかもしれませんが、この条文を読む限りにおいて、第3項においては、その公営企業についてはというただし書きのようなものがあるわけですし、公営企業を除く一般会計、特別会計も含まれるのかなという解釈もあり得るのかなと思って、その質問をしたわけでありまして。県の運用の状況等も、そういう説明があったわけですが、ひとまずそういう理解をさせていただきたいと思いますが、もう少し研究をしてみたいところです。

○山本委員長 高見総務課長。

○高見総務課長 坪倉委員から言われて、どうだったのかなという気は確かにします。それで、特に介護保険であるとか、国民健康保険であるとか、そういう特別会計におきましては、過年度にもらい過ぎた補助金というのがありますよね。それがそのまま繰越金にな

る可能性がありまして、それは翌年度に精算していわゆる返還金で返さなきゃいけない分は、その財源を積み立ててしまうと、クリアできなくなるという現実的な話もありますので、きっとこの見解については、いろいろ調べてみると諸見解があります。すべからくやっぱりその法に基づく適用を特別会計も受けるんじゃないかという考え方もありますし、ただ、現実としてこちらのほうもその確たるものがちょっと確認できませんでしたので、県のほうにちょっと助言をもらったら、そういう状況でしたということで、現実的にはなかなかちょっとそれはできないのかなという気がしております。以上です。

○山本委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、総務課の職員の皆様、御苦労さまでした。退席をさせていただいて結構です。ありがとうございました。

○山本委員長 総務課長さん、資料はいつごろできるんですか。きょうできますか。

○高見総務課長 えっとね。

○山本委員長 月曜日ですか。

○高見総務課長 できるものから、随時事務局に渡しますんで。

○山本委員長 そうしますと、ただいまの聞き取りの中で特に指摘すべき事項がありましたら、発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

資料が出てからということでございましたので、以上をもちまして、本日の決算審査特別委員会を閉会をいたします。お疲れさまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

委員長

副委員長